

携帯用位置指示無線標識（PLB）に係る省令改正について

一般社団法人全国船舶無線協会

総務省は、電波監理審議会からの答申及び意見募集の結果を踏まえ、関係省令等の改正を行い、平成 27 年 8 月 13 日付で公布・施行されました。（平成 27 年 8 月 13 日付け官報号外第 183 号）

関連情報：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban15_02000097.html

そのほか、捜索救助用位置指示送信装置（AIS-SART）の識別信号指定基準の規定、その他所要の規定の整備が行われました。

携帯用位置指示無線標識（PLB）の申請に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 無線局事項書及び工事設計書は、別表第二号の三第 1（CR、ML、MP、MB 等）を使用すること。
- (2) 1 装置 1 免許であること。（複数装置で 1 免許にはならない。）
- (3) 免許人（申請者）は、個人であること。（法人、団体は「不可」）
- (4) 無線局の局種（コード）は、遭難自動通報局（DS）とする。
- (5) 移動範囲（基本コード）は、全海域「Z12」とする。（陸上移動は「不可」）
- (6) 目的コードは「PUB」とする。
- (7) 無線設備は、適合表示無線設備（技術基準適合証明機器、設計認証機器等）であること。
- (8) 識別信号はビーコンコードを記載すること。
（ビーコンコード及び個体識別番号(15HEX コード)を示す資料が合わせて提出されていること。）
- (9) 緊急時における連絡先として、20（備考）の欄に申請者以外の 2 以上の者の氏名、住所、電話番号等を記載すること。
- (10) 6（開設、継続開設又は変更を必要とする理由）、8（希望する運用許容時間）、18（通信事項コード）、20（通信の相手方）の欄は、記載を要しない。

1. 電波法施行規則の一部改正

傍線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>（定義等）</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～三十七の六（略）</p> <p><u>三十七の七 「携帯用位置指示無線標識」とは、人工衛星局の中継により、及び航空機局に対して、電波の送信の地点を探知させるための信号を送信する遭難自動通報設備であつて、携帯して使用するものをいう。</u></p> <p>三十八～九十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（空中線電力の表示）</p> <p>第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備につ</p>	<p>（定義等）</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～三十七の六（略）</p> <p>三十八～九十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（空中線電力の表示）</p> <p>第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備につ</p>

いて、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。

記号		空中線電力
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	
A	(略)	(略)
	(略)	(略)
	三	(1) (略) (2) <u>携帯用位置指示無線標識、衛星非常用位置指示無線標識</u> 、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備、航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機であつて、伝送情報の型式の記号がXであるものにあつては尖(せん)頭電力 (px) (3) (略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)
(具備すべき電波等)

第十二条 (略)

2～8 (略)

9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。

無線設備	電波の型式及び周波数
<u>携帯用位置指示無線標識</u>	<u>A三X電波一二一・五 MHz 及びG-B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、四〇六・〇三七 MHz 又は四〇六・〇四 MHz</u>
<u>衛星非常用位置指示無線標識</u>	<u>A三X電波一二一・五 MHz 及びG-B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、四〇六・〇三七 MHz 又は四〇六・〇四 MHz</u>
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

10～13 (略)

(免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信)

第三十七条 次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第四百四十二条

いて、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。

記号		空中線電力
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	
A	(略)	(略)
	(略)	(略)
	三	(1) (略) (2) <u>衛星非常用位置指示無線標識</u> 、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備、航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機であつて、伝送情報の型式の記号がXであるものにあつては尖(せん)頭電力 (px) (3) (略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)
(具備すべき電波等)

第十二条 (略)

2～8 (略)

9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。

無線設備	電波の型式及び周波数
<u>衛星非常用位置指示無線標識</u>	<u>A三X電波一二一・五 MHz 及びG-B電波四〇六・〇二五 MHz、四〇六・〇二八 MHz、四〇六・〇三七 MHz 又は四〇六・〇四 MHz</u>
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

10～13 (略)

(免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信)

第三十七条 次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第四百四十二条

第一号の規定の適用を妨げない。

一・二 (略)

三 船位通報(遭難船舶、遭難航空機又は遭難者の救助又は捜索に資するために国又は外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であつて、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。)に関する通信

四~十三

十四 航空移動業務及び海上移動業務の無線局相互間において遭難船舶、遭難航空機若しくは遭難者の救助若しくは捜索又は航行中の船舶若しくは航空機を強取する事件が発生し、若しくは発生するおそれがあるときに当該船舶若しくは航空機の旅客等の救助のために行う通信及び当該訓練のための通信

十五~三十三 (略)

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
(略)	(略)
八 遭難自動通報局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	(一) 免許状 (二) 一の項の(二)及び(三)に掲げる書類(1) (三) 一の項の(九)に掲げる書類(2) (遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。))及び無線航行移動局の場合に限る。)
(略)	(略)

注

一~三 (略)

2 (略)

3 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。)、船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)、簡易無線局(パーソナル無線を除く。))若しくは気象援助局にあつては、前項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつては、当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。))の無線設備の設置場所とする。)に第一項の免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長が発給する証票を備え付けなければならない。ただし、ラジオゾンデ及びラジオ・ブイの無線局、電気通

第一号の規定の適用を妨げない。

一・二 (略)

三 船位通報(遭難船舶若しくは遭難航空機の救助又は捜索に資するために国若しくは外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であつて、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。)に関する通信

四~十三

十四 航空移動業務及び海上移動業務の無線局相互間において遭難船舶若しくは遭難航空機の救助若しくは捜索又は航行中の船舶若しくは航空機を強取する事件が発生し、若しくは発生するおそれがあるときに当該船舶若しくは航空機の旅客等の救助のために行う通信及び当該訓練のための通信

十五~三十三 (略)

(備付けを要する業務書類)

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
(略)	(略)
八 遭難自動通報局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	(一) 免許状 (二) 一の項の(二)及び(三)に掲げる書類(1) (三) 一の項の(九)に掲げる書類(2) (遭難自動通報局及び無線航行移動局の場合に限る。)
(略)	(略)

注

一~三 (略)

2 (略)

3 船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)、簡易無線局(パーソナル無線を除く。))若しくは気象援助局にあつては、前項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつては、当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。))の無線設備の設置場所とする。)に第一項の免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長が発給する証票を備え付けなければならない。ただし、ラジオゾンデ及びラジオ・ブイの無線局、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、携帯移

信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局及びV S A T地球局並びにこれらの無線局以外のものであつて包括免許に係る特定無線局その他総務大臣が告示する無線局については、当該証票の備付けを要しない。

4～9（略）

（定期検査を行わない無線局）

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一～八（略）

九 遭難自動通報局であつて、携帯用位置指示無線標識のみを設置するもの

十～二十五（略）

（電波の発射の防止）

第四十二条の二 法第七十八条の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該無線設備のうち、設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲又は常置場所）、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであつて総務大臣が別に告示するものについては、同表の下段に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無線設備	必要な措置
一 <u>携帯用位置指示無線標識、衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機</u>	電池を取り外すこと。
二～五（略）	（略）

第四十三条（略）

2 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）、無線航行移動局、船舶地球局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の免許人は、その無線局の無線設備の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場に変更があつたときは、すみやかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

3・4（略）

別表第五号 定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

一～十（略）

十一 遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）

(1)・(2)（略）

十二～三十二（略）

動地球局及びV S A T地球局並びにこれらの無線局以外のものであつて包括免許に係る特定無線局その他総務大臣が告示する無線局については、当該証票の備付けを要しない。

4～9（略）

（定期検査を行わない無線局）

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一～八（略）

九～二十四（略）

（電波の発射の防止）

第四十二条の二 法第七十八条の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該無線設備のうち、設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲又は常置場所）、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであつて総務大臣が別に告示するものについては、同表の下段に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

無線設備	必要な措置
一 <u>衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機</u>	電池を取り外すこと。
二～五（略）	（略）

第四十三条（略）

2 遭難自動通報局、無線航行移動局、船舶地球局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の免許人は、その無線局の無線設備の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場に変更があつたときは、すみやかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

3・4（略）

別表第五号 定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

一～十（略）

十一 遭難自動通報局

(1)・(2)（略）

十二～三十二（略）

附則

この省令は、公布の日から施行する。

2. 無線局免許手続規則の一部改正

傍線部分は改正部分

改正後			改正前		
<p>(添附書類等)</p> <p>第二条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所(移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。))、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。)ごとに行わなければならない。</p> <p>第四条 法第六条の規定により前条の申請書に添附する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。</p> <p>2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。</p>			<p>添附書類等)</p> <p>第二条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所(移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。)ごとに行わなければならない。</p> <p>第四条 法第六条の規定により前条の申請書に添附する書類は、無線局事項書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記載するものとする。</p> <p>2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。</p>		
区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式		区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式		無線局事項書の様式	工事設計書の様式
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十二 簡易無線局(パーソナル無線を除く。)、構内無線局、陸上移動局、携帯局、 <u>遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。)</u> 及び船上通信局	別表第二号の三第1		十二 簡易無線局(パーソナル無線を除く。)、構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局	別表第二号の三第1	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十四 特定船舶局、遭難自動通報局(<u>携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)</u> 及び無線航行移動局	別表第二号の三第3		十四 特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局	別表第二号の三第3	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(資料の提出)</p> <p>第五条 船舶局、遭難自動通報局(<u>携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)</u>、航空機局、航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。) 又は無線航行移動局の免許の申請をする場合において、申請者と当該無線局の無線設備の設置場所となる船舶又</p>			<p>(資料の提出)</p> <p>第五条 船舶局、遭難自動通報局、航空機局、航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。) 又は無線航行移動局の免許の申請をする場合において、申請者と当該無線局の無線設備の設置場所となる船舶又は航空機の所有者が異なるときは、申請者が当該船舶又</p>		

は航空機の所有者が異なるときは、申請者が当該船舶又は当該航空機を運行する者である事実を証する書面を第三条の申請書に添えて提出しなければならない。

2～5 (略)

別表第二号第1 (省略)

別表第二号の三第1 簡易無線局(パーソナル無線を除く。)、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。)及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係)

1・2 (略)

注1～7 (略)

8 6の欄の記載は、次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)を記載すること。ただし、遭難自動通報局(開設又は継続開設の場合に限る。)並びに無線操縦発振器を使用する簡易無線局及び構内無線局の場合は、記載を要しない。

(2) (略)

9 (略)

10 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合及び遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

11～18 (略)

19 18の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

20 (略)

21 20の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

22～26 (略)

27 26の記載は次によること。

(1)～(7) (略)

(8) 遭難自動通報局にあつては、個体識別コード及び緊急時における申請者以外の2以上の者の連絡先を記載すること。

(9) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること

28～41 (略)

別表第二号の三第3 特定船舶局、遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係)

(様式略)

は当該航空機を運行する者である事実を証する書面を第三条の申請書に添えて提出しなければならない。

2～5 (略)

別表第二号第1 (省略)

別表第二号の三第1 簡易無線局(パーソナル無線を除く。)、構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係)

1・2 (略)

注1～7 (略)

8 6の欄の記載は、次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)を記載すること。ただし、無線操縦発振器を使用する簡易無線局及び構内無線局の場合は記載を要しない。

(2) (略)

9 (略)

10 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

11～18 (略)

19 18の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

20 (略)

21 20の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

22～26 (略)

27 26の記載は次によること。

(1)～(7) (略)

(8) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること

28～41 (略)

別表第二号の三第3 特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係)

(様式略)

<p><u>附則</u> この省令は、公布の日から施行する。</p>	
--	--

3. 無線局運用規則の一部改正

傍線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(遭難自動通報局の無線設備等の機能試験) 第八条の二 <u>遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)</u>においては、一年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとりべき措置) 第八十一条の七 (略)</p> <p>2 海岸局は、<u>遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。</u></p> <p>3 船舶局は、<u>遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>(遭難通報等を受信した航空局のとりべき措置) 第七十一条の三 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 航空局は、<u>携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを航空交通管制の機関に通報しなければならない。</u></p> <p><u>附則</u> この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>(遭難自動通報局の無線設備等の機能試験) 第八条の二 遭難自動通報局においては、一年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとりべき措置) 第八十一条の七 (略)</p> <p>2 海岸局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。</p> <p>3 船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(遭難通報等を受信した航空局のとりべき措置) 第七十一条の三 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 航空局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを航空交通管制の機関に通報しなければならない。</p>

4. 無線設備規則の一部改正

傍線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(空中線電力の許容偏差) 第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局(以下「インマルサット人工衛星局」という。)の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶</p>	<p>(空中線電力の許容偏差) 第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局(以下「インマルサット人工衛星局」という。)の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶</p>

地球局（以下「インマルサット船舶地球局」という。）の無線設備、インマルサット人工衛星局の中継により携帯基地地球局と通信を行うために開設する携帯移動地球局（以下「インマルサット携帯移動地球局」という。）の無線設備、海域で運用される構造物上に開設する無線局であつてインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備、航空機地球局の無線設備のうち、六二六・五 MHz を超え一、六六〇・五 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの、衛星測位誤差補正情報を提供する無線航行陸上局の無線設備、衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置、携帯用位置指示無線標識、第四十五条の三の五に規定する無線設備及び航空機用救命無線機の送信設備の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

4 （略）

（携帯用位置指示無線標識）

第四十五条の三の三 G-B 電波四〇六 MHz から四〇六・一 MHz まで及び A 三 X 電波一二一・五 MHz を使用する携帯用位置指示無線標識は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 人工衛星向けの信号と航空機がホーミングするための信号を同時に送信することができること。

ロ 小型かつ軽量であつて、一人で容易に持ち運びができること。

ハ 筐体は容易に開けることができないこと。

ニ 筐体に黄色又はだいたい色の彩色が施されていること。

ホ 筐体の見やすい箇所に、機器の取扱方法その他注意事項を簡明に、かつ、水で消えないように表示してあること。

ヘ 取扱いについて特別の知識又は技能を有しない者にも容易に操作できるものであること。

ト 手動により動作を開始し、及び停止することができること。

チ 不注意による動作を防ぐ措置が施されていること。

リ 電波が発射されていることを表示する機能を有すること。

ヌ 正常に動作することを容易に試験できる機能を有すること。

二 送信装置は、第四十五条の二第一項第二号に規定する条件に適合すること。

三 空中線は、第四十五条の二第一項第三号に規定する条件に適合すること。

四 電源は、一次電池を使用するものであり、かつ、その電池の有効期限を明示してあること。

地球局（以下「インマルサット船舶地球局」という。）の無線設備、インマルサット人工衛星局の中継により携帯基地地球局と通信を行うために開設する携帯移動地球局（以下「インマルサット携帯移動地球局」という。）の無線設備、海域で運用される構造物上に開設する無線局であつてインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備、航空機地球局の無線設備のうち、六二六・五 MHz を超え一、六六〇・五 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの、衛星測位誤差補正情報を提供する無線航行陸上局の無線設備、衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置、第四十五条の三の五に規定する無線設備及び航空機用救命無線機の送信設備の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

4 （略）

五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

（略）

注1～27（略）

28 衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識及び第45条の3の5に規定する無線設備の送信設備に使用する次の電波の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2)（略）

29～55（略）

別表第二号（第6条関係）

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)
G1B	20kHz	406MHz から 406.1MHz までの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、 <u>携帯用位置指示無線標識</u> 、第45条の3の5に規定する無線設備及び航空機用救命無線機
(略)	(略)	(略)

第2（略）

第3 第1及び第2に定める電波の型式以外の電波の型式（衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識、第45条の3の5に規定する無線設備及び航空機用救命無線機が使用する電波の型式A3Xを除く。）の発射電波に許容される占有周波数帯幅は、別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

第4～第66（略）

別表第三号（第7条関係）

1～12（略）

13 406MHz から 406.1MHz まで及び 121.5MHz の周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識、第45条の3の5に規定する無線設備、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機のスプリアス発射の強度の許容値は、2、7、9及び10に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

14～59（略）

附則

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

（略）

注1～27（略）

28 衛星非常用位置指示無線標識及び第45条の3の5に規定する無線設備の送信設備に使用する次の電波の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2)（略）

29～55（略）

別表第二号（第6条関係）

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)
G1B	20kHz	406MHz から 406.1MHz までの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、第45条の3の5に規定する無線設備及び航空機用救命無線機
(略)	(略)	(略)

第2（略）

第3 第1及び第2に定める電波の型式以外の電波の型式（衛星非常用位置指示無線標識、第45条の3の5に規定する無線設備及び航空機用救命無線機が使用する電波の型式A3Xを除く。）の発射電波に許容される占有周波数帯幅は、別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

第4～第66（略）

別表第三号（第7条関係）

1～12（略）

13 406MHz から 406.1MHz まで及び 121.5MHz の周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、第45条の3の5に規定する無線設備、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機のスプリアス発射の強度の許容値は、2、7、9及び10に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

14～59（略）

6. 電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件（昭和 35 年郵政省告示第 1017 号）の一部を改正する告示 傍線部分は改正部分

改正後	改正前																		
<p>一 （略）</p> <p>二 業務書類等の備付場所の特例 次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けておかなければならない無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する書類（一の項、二の項、三の項及び六の項に掲げる無線局については、免許状を除く。）を同表の下欄に掲げる場所に備え付けておくことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">無線局の種別</th> <th style="width: 30%;">備付場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">六</td> <td>その他の無線局（移動するもの（船舶局、遭難自動通報局（<u>携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。</u>）及び無線航行移動局を除く。）に限る。）</td> <td style="text-align: center;">常置場所</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 （略）</p> <p>三 （略）</p>		無線局の種別	備付場所	（略）	（略）	（略）	六	その他の無線局（移動するもの（船舶局、遭難自動通報局（ <u>携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。</u> ）及び無線航行移動局を除く。）に限る。）	常置場所	<p>一 （略）</p> <p>二 業務書類等の備付場所の特例 次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けておかなければならない無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する書類（一の項、二の項、三の項及び六の項に掲げる無線局については、免許状を除く。）を同表の下欄に掲げる場所に備え付けておくことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">無線局の種別</th> <th style="width: 30%;">備付場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">六</td> <td>その他の無線局（移動するもの（船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局を除く。）に限る。）</td> <td style="text-align: center;">常置場所</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 （略）</p> <p>三 （略）</p>		無線局の種別	備付場所	（略）	（略）	（略）	六	その他の無線局（移動するもの（船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局を除く。）に限る。）	常置場所
	無線局の種別	備付場所																	
（略）	（略）	（略）																	
六	その他の無線局（移動するもの（船舶局、遭難自動通報局（ <u>携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。</u> ）及び無線航行移動局を除く。）に限る。）	常置場所																	
	無線局の種別	備付場所																	
（略）	（略）	（略）																	
六	その他の無線局（移動するもの（船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局を除く。）に限る。）	常置場所																	

7. 衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件（平成 17 年総務省告示第 1225 号）の一部を改正する告示（携帯用位置指示無線標識の技術的条件を規定した際、合わせて字句等の修正・整理を行ったもの。（記載を省略））

8. 設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件（平成 18 年総務省告示第 607 号）の一部を改正する告示（携帯用位置指示無線標識の技術的条件を規定した際、合わせて字句等の修正・整理を行ったもの。（記載を省略））

9. 携帯用位置指示無線標識の技術的条件を定める告示（平成 27 年総務省告示 283 号）（携帯用位置指示無線標識の詳細な技術的条件を定めたもの。（記載を省略））

10. 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令 傍線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>別表 1（第 3 条関係）</p> <p>3 無線局の目的又は用途等ごとの周波数一覧表（以下「地域周波数利用計画策定基準一覧表」という。）</p> <p>別表 地域周波数利用計画策定基準一覧表 （略）</p> <p>第 1 号・第 2 号 （略）</p> <p>第 3 号 海岸局、船舶局等 1～3 （略）</p> <p>4 遭難自動通報局</p>	<p>別表 1（第 3 条関係）</p> <p>3 無線局の目的又は用途等ごとの周波数一覧表（以下「地域周波数利用計画策定基準一覧表」という。）</p> <p>別表 地域周波数利用計画策定基準一覧表 （略）</p> <p>第 1 号・第 2 号 （略）</p> <p>第 3 号 海岸局、船舶局等 1～3 （略）</p> <p>4 遭難自動通報局</p>

(1) 衛星非常用位置指示無線標識用

周波数 (MHz)	電波の 型式	占有周 波数帯 幅の許 容値 (kHz)	最大空中線 電力 (W)	用 途	使用区 域	備 考
121.5	A3X				全海域	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 搜索救助用レーダートランスポンダ用

(略)

(3) 搜索救助用位置指示送信装置

(略)

(4) 携帯用位置指示無線標識用

周波数 (MHz)	電波の 型式	占有周波 数帯幅の 許容値 (kHz)	最大空 中線電 力 (W)	用 途	使 用 区 域	備 考
121.5	A3X				全海域	
406.025	G1B	20	5		〃	
406.028	〃	〃	〃		〃	
406.037	〃	〃	〃		〃	
406.04	〃	〃	〃		〃	

5 (略)

第4号～第19号 (略)

別表3(第8章関係)識別信号の指定基準

表1 地方委任局の無線局の識別信号の指定基準

1～3 (略)

4 船舶局

申請者	呼出符号	呼出名称	船舶局選択 呼出番号	海上移動 業務識別
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1 (略)

2 末尾3けたが000の海上移動業務識別の指定については、無線通信規則第19条による。

3 海上移動業務識別のうち432で始まる一連の数字のものについては、それぞれの区分において、431で始まる一連の数字を全て指定した後に順次指定する。

4 この表に掲げる海上移動業務識別を全て指定した場合には、既に廃止等によって使用されなくなったものを431で始まる一連の数字のもの、432で始まる一連の数字のものの順により指定する(末尾3桁が000のものにおいても同様とする。)

5 遭難自動通報局(遭難自動通報設備を設置する無線航行移動局を含む。)

(1) 衛星非常用位置指示無線標識用

周波数 (MHz)	電波の 型式	占有周 波数帯 幅の許 容値 (kHz)	最大空中線 電力 (W)	用 途	使用区 域	備 考
121.5	A3X		実効輻射電力は、50mW ± 3dB であること。		全海域	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) 搜索救助用レーダートランスポンダ用

(略)

(3) 搜索救助用位置指示送信装置

(略)

5 (略)

第4号～第19号 (略)

別表3(第8章関係)識別信号の指定基準

表1 地方委任局の無線局の識別信号の指定基準

1～3 (略)

4 船舶局

申請者	呼出符号	呼出名称	船舶局選択 呼出番号	船舶局識 別
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1 (略)

2 末尾3けたが000の船舶局識別の指定については、無線通信規則第19.114号による。

3 船舶局識別のうち432で始まる一連の数字のものについては、それぞれの区分において、431で始まる一連の数字をすべて指定した後に順次指定する。

5 遭難自動通報局(遭難自動通報設備を設置する無線航行移動局を含む。)

(1) 406MHz から 406.1MHz までの周波数の電波を使用する携帯用位置指示無線標識以外のもの

海上移動業務識別
431X ₁ X ₂ X ₃ X ₄ X ₅ X ₆ 又は 432X ₁ X ₂ X ₃ X ₄ X ₅ X ₆ とする。 このうち、X ₁ X ₂ X ₃ は、一連の数字とし、X ₄ X ₅ X ₆ は、001 からの一連の数字 (X ₆ の数字は 0 以外) とする。 ただし、431 で始まるもので X ₁ X ₂ X ₃ が 999 の場合は、X ₄ X ₅ X ₆ は 001 から 499 までの一連の数字とする。

注 1 海上移動業務識別が指定されている船舶にあっては、原則として当該船舶の海上移動業務識別と同一のものを指定する。

2 431 で始まる一連の数字を全て指定した後に、432 で始まる一連の数字を指定する。

3 この表に掲げる海上移動業務識別を全て指定した場合には、既に廃止等によって使用されなくなったものを 431 で始まる一連の数字のもの、432 で始まる一連の数字のもの順により指定する (末尾 3 桁が 000 のものにおいても同様とする。)

(2) 携帯用位置指示無線標識のもの

識別信号
431X ₁ X ₂ X ₃ X ₄ X ₅ X ₆ X ₇ X ₈ 又は 432X ₁ X ₂ X ₃ X ₄ X ₅ X ₆ X ₇ X ₈ とする。 このうち、X ₁ X ₂ X ₃ は、001 からの一連の数字とし、X ₄ X ₅ X ₆ X ₇ X ₈ は、00001 からの一連の数字とする。

注 431 で始まる一連の数字を全て指定した後に、432 で始まる一連の数字を指定する。

(3) 搜索救助用位置指示送信装置のもの

識別信号
970X ₁ X ₂ X ₃ X ₄ X ₅ X ₆ とする。 このうち、X ₁ X ₂ は、01 からの一連の数字とし、X ₃ X ₄ X ₅ X ₆ は、0001 からの一連の数字とする。

6 ~ 14 (略)

15 移動衛星業務の局

(1) 船舶地球局

申請者	地方局	呼出符号	海上移動業務識別
KDD 株式会社	(略)	インマルサット F 型 (略)	(略)

注 1 末尾が 0 又は末尾 3 桁が 000 の海上移動業務識別を指定されている船舶局に併設するものについては、原則としてその船舶の海上移動業務識別と同一のものを指定する。

2 末尾 3 桁が 000 の海上移動業務識別の指定については、無線通信規則第 19 条による。

3 432 で始まる一連の数字のものについては、431 で始まる一連の数字を全て指定した後に順次指定す

406MHz から 406.1MHz までの周波数の電波を使用するも

船舶局識別
431XXXXXX 又は 432XXXXXX とし、XXXXXX は ABCDEF とする。 ABC は、000 からの一連の数字とし、DEF は、001 からの一連の数字 (F の数字は 0 以外) とする。ただし、431 で始まるもので ABC が 999 の場合は、DEF は 001 から 499 までの一連の番号とする。

注 1 船舶局識別が指定されている船舶にあっては、原則として当該船舶の船舶局識別と同一のものを指定する。

2 432 で始まる一連の数字のものについては、431 で始まる一連の数字をすべて指定した後に順次指定する。

6 ~ 14 (略)

15 移動衛星業務の局

(1) 船舶地球局

申請者	地方局	呼出符号	船舶局識別
KDD 株式会社	(略)	インマルサット A 型及び F 型 (略)	(略)

注 1 末尾が 0 又は末尾 3 けたが 000 の船舶局識別を指定されている船舶局に併設するものについては、原則としてその船舶の海上移動業務識別と同一のものを指定する。

2 末尾 3 けたが 000 の船舶局識別の指定については、無線通信規則第 19.114 号による。

3 432 で始まる一連の数字のものについては、431 で始まる一連の数字をすべて指定した後に順次指定す

る。

(2)・(3) (略)

(4) 海域で運用される構造物上に開設する無線局でインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行う地球局

申請者	呼出符号	海上移動業務識別
(略)	(略)	(略)

(5) (略)

16 非常局

申請者	呼出符号	呼出名称
(略)	(略)	(略)

17 実験試験局(ラジオ・ブイの実験試験局を除く。)

(1) (略)

(2) (表略)

注 末尾3桁が000の海上移動業務識別の指定については、無線通信規則第19条による。

別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準
第1~第25 (略)

第26 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。)

1 申請者は、個人であること。

2 移動範囲については、全海域とすること。

3 工事設計については、適合表示無線設備を使用するものであること。ただし、適合表示無線設備でないものの申請については、設備規則第45条の3の3の3の規定により審査する。

4 申請時にビーコンコード及び個体識別番号(15HEXコード)を示す資料が提出されていること。

5 緊急時における申請者以外の2以上の者の連絡先について確認すること。

る。

(2)・(3) (略)

(4) 海域で運用される構造物上に開設する無線局でインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行う地球局

申請者	呼出符号	船舶局識別
(略)	(略)	(略)

(5) (略)

16 非常局

申請者	呼出符号	船舶局識別
(略)	(略)	(略)

17 実験試験局(ラジオ・ブイの実験試験局を除く。)

(1) (略)

(2) (表略)

別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準
第1~第25 (略)